

本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

# 児童虐待による死亡事例等検証報告書

(平成22年4月 3歳児事例)

平成22年12月

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

## 目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法等	1
3	本事例の概要	1
4	家庭の状況	2
5	A県児童相談所におけるケースワークの経過概要	2
6	事例の経過（福岡市における関与）	3
7	調査による事実関係	3
8	本事例の分析	4
9	提言（今後の課題）	4
（参考資料）福岡市における相談体制と検証体制等		
ア	児童相談所における相談体制	6
イ	区役所保健福祉センターにおける相談体制	6
ウ	検証体制等	8

## 1 検証の目的

平成20年4月改正の「児童虐待の防止等に関する法律」により、国及び地方公共団体に、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証の責務が規定されている（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項）。

児童虐待死亡等事例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対処の体制等を充実、強化することを目的とする。

## 2 検証の方法等

### (1) 検証の方法

本市における検証組織として、児童福祉審議会に「権利擁護等専門部会」を設置している。

平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、専門部会は、児童虐待死亡事例等が発生した場合、事実の把握、発生原因の分析等、検証を行い、必要な再発防止策を検討する。具体的には、事務局からの事例に関する情報提供とともに、必要に応じて関係者からヒヤリング等を行い、情報の収集及び整理をもとに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、①スタッフ、組織などの体制面の課題 ②対応・支援のあり方など運営面の課題、等を明らかにし、再発防止に必要な提言を行うこととしている。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではなく、また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)等に公表することとしている。

### (2) 検証の対象期間

本事例は、他の自治体(A県)から福岡市に転入した世帯であり、検証の対象期間は、A県から福岡市に訪問調査の依頼が行われた日(平成21年12月)から事件発生日(平成22年4月)までとする。

## 3 本事例の概要

平成22年4月、母が自宅マンションでテーブルの上に立っていた本児の背中を突き飛ばして床に落とした後、「娘が呼吸をしておらず、意識がない。」と119番通報。救急隊が駆けつけた際、母はぐったりした本児を抱いて玄関前に立っており、本児は口元から出血し、心肺停止の状態であった。本児は病院に搬送されたが意識不明の重体で、翌日、警察は母を暴行容疑で逮捕した。母は「テーブルに立っていたので、カッとやって押した。」と容疑を認めた。

また、警察は本児の全身に、殴られた時にできる皮下出血のような跡があり、手足には、やけどの跡があったことから恒常的な虐待の疑いがあるとみて調べを進め、同月、継父を逮捕監禁の疑いで逮捕した。調べによると継父は母と共謀して事件発生日の未明

から約8時間、自宅の空の浴槽の蛇口に本児の右手首を粘着テープで縛り付け、放置したとされる。警察は、母を5月に同じく逮捕監禁の疑いで、さらに6月にはライターを押し当てるなどして本児にやけどを負わせたとして傷害容疑で再逮捕した。

本児は、現在も意識不明の状態が続いている。

本事例は、福岡地裁において6月に継父に、懲役2年、執行猶予3年の判決、母に対しては、9月に懲役3年保護観察付き執行猶予5年の判決が出ている。

#### 4 家庭の状況

親子4人世帯（年齢は事件当時）

継父	31歳	会社員
母	27歳	無職
長女	7歳	小学2年生
本児	3歳	

#### 5 A県における児童相談所のケースワーク概要

平成18年

10月12日	母が妊娠9か月で養護相談のためA県児童相談所に来所。
12月22日	本児出産後に養護相談のため再来所、施設入所を希望。
26日	受理会議で種別を虐待（ネグレクト）に変更。
28日	長女を一時保護、本児を乳児院へ措置。

平成19年

2月1日	長女を児童養護施設へ措置。
------	---------------

平成20年

12月1日	本児を長女が措置されている児童養護施設へ措置変更。
-------	---------------------------

平成21年

6月8日	母から再婚相手（継父）と福岡市に住んでいるとの連絡。
22日	施設にて母と面談。生活状況や再婚相手のことを確認し、家庭復帰に向けての話し合いを行った。
7月～11月	親子の関係づくりのため、長女及び本児の外泊を福岡市の自宅にて7回実施。この間に身体的虐待はなかった。
12月12日	施設にて母及び継父と面談。冬休みの外泊を決定。
24日	福岡市の自宅にて長女及び本児の外泊開始。
25日	福岡市こども総合相談センターへ家庭訪問を依頼。

平成22年

1月5日	福岡市こども総合相談センターによる家庭訪問。
6日	福岡市こども総合相談センターから家庭訪問により調査した結果、家庭の状況は良好との回答あり。
8日	援助方針会議で家庭引き取りによる措置解除を決定。
21日	終結として処理。

## 6 事例の経過（福岡市における関与）

平成21年

12月28日 福岡市こども総合相談センターがA県児童相談所から調査依頼を受理。

平成22年

1月5日 福岡市こども総合相談センターが家庭訪問。

同日 A県児童相談所に調査結果について文書回答。

4月 母が119番通報。救急隊が本児を病院へ搬送したが意識不明の重体。警察から長女の身柄付き通告及び本児の書類通告受理。長女を一時保護。  
警察が母を暴行容疑で逮捕。

## 7 調査による事実関係

(1) 平成21年12月22日、母及び本児、A県から本市B区に転入。（住民基本台帳による情報。以下「住基情報」という。）

平成21年12月25日、長女、A県から本市B区に転入。（住基情報）

(2) 福岡市こども総合相談センターは、平成21年12月28日にA県児童相談所からの調査依頼を受けた際、家庭引取（措置解除）に向けた調査であると認識しており、家庭引取（措置解除）が決定されれば、いずれA県児童相談所からケース移管が行われるものと考えていた。

(3) 転居に伴うケース移管や情報提供については、全国児童相談所長会における申し合わせ（平成19年7月12日付け19全児相第7号通知）において、ケース移管や情報提供の方法や、文書の様式等が取り決められている。本事例では、A県児童相談所は福岡市こども総合相談センターに対し、文書による訪問調査の依頼は行っていたが、本児の家庭引取（措置解除）後に申し合わせで定められた文書によるケース移管や情報提供を行っていなかった。

また、家庭復帰後の保護者援助については、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、少なくとも6か月間程度は児童福祉司指導措置や継続指導を採ることとされているが、A県児童相談所からのケース移管や情報提供がなかったため、福岡市こども総合相談センターは、家庭復帰はまだ決定されていないものと考え、当該家庭の指導を行っていなかった。

(4) 母は、福祉事務所や福岡市こども総合相談センターが子育てに関する相談窓口であることは知っており、また、福岡市こども総合相談センターの担当者が家庭訪問の際に何かあれば相談するよう伝えていたにもかかわらず、どこにも子育ての悩みを相談しなかった。

## 8 本事例の分析

(1) 母は本児を妊娠中（妊娠9か月）にA県児童相談所で養護相談を行い、出産後に本児と長女は乳児院や児童養護施設に約3年入所している。

本児と長女の家庭引取（措置解除）に向けて7回の外泊を行うなど準備を整えているが、母が2人を同時に引き取った時点で当該家庭は再婚家庭（いわゆるステップファミリー）であり、本市への転居や中途養育により子どもらの生活環境及び家庭関係が大きく変化することが推測されることから、当該家庭は子育てに多くの困難さを伴う要支援家庭であったと見ることができる。

(2) 本児と長女を引き取った後に、母から子育てに関する相談はA県児童相談所及び福岡市こども総合相談センターにもなかったが、当該家庭の相談経緯、状況を見れば、A県児童相談所は本児と長女の家庭引取（措置解除）後に福岡市こども総合相談センターに引継ぎ（ケース移管もしくは情報提供）を行い、見守り等を継続する必要があった。

(3) A県児童相談所からの調査依頼に対する対応について、福岡市こども総合相談センターの対応に特に瑕疵があるとは言えない。しかしながら、重大な事件が発生したという結果から考えれば、もう一步踏み込んだ対応を検討することも必要ではなかったか。

いずれA県児童相談所からケース移管が行われると考えていたならば、単に連絡が来るのを待つだけでなく、A県児童相談所に措置解除の確認をする等の積極的な対応や、さらには、措置解除後の支援体制の検討などを行うことも考えられたのではないか。

(4) 待ちの姿勢でなく、より積極的な対応を行うためには、アセスメント力が必要である。本事例は、中途養育等のリスク要因を抱える家庭であり、将来の虐待発生を予測する感度が求められた。児童虐待の対応は、アセスメント力に負うところが大きく、日頃からアセスメント力の向上に向けた努力が必要ではないか。

※ アセスメント：心身、環境面の評価、その後の措置等を行うための見立て。

## 9 提言（今後の課題）

本事例については、現時点で判明したことを踏まえ、福岡市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

### (1) 家庭引取（措置解除）に向けた調査依頼を受けた時の対応

子どもの家庭引取（措置解除）に向けた調査依頼を受けた場合、対象となる家庭は何らかの養育問題を抱えていると推測される。

このため、虐待死亡事件の発生を防止するためには調査依頼の内容だけでなく、家庭引取後の支援に向けた調査となるように当該家庭のリスクアセスメントなどの把

握に努め、支援のポイント等を検討することも必要である。

## (2) 転入世帯の引継ぎに向けた連携

転入世帯のケース移管や情報提供が無い場合、転入前の児童相談所が措置解除を行ったのか判断できず、適切な支援を行うことができない。措置解除に向けた調査依頼のあった児童相談機関へ、その後の状況確認を行うことも必要である。

## (参考資料) 福岡市における相談体制及び検証体制等

### ア 児童相談所における相談体制

児童相談所は、こども未来局こども総合相談センターこども支援課、こども相談課及びこども緊急支援課をもって構成し、主な担当は次のとおり。

#### こども総合相談センター

- こども支援課
  - ・養護相談（保護者の病気、家出、放任、虐待等）
  - ・非行相談（家出、不良交友、窃盗、暴行傷害等）
  - ・障がい相談（精神遅滞、肢体不自由等障がいに関する相談）
  - ・育成相談（落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけ等）
- こども相談課
  - ・センターの相談窓口（24時間電話相談）
  - ・虐待相談における親と子の養育支援事業
  - ・一時保護所の運営
  - ・児童の心理診断・心理ケア
  - ・福祉施策に関する判定業務
- こども緊急支援課
  - ・児童虐待防止事業の推進（法的対応機能強化事業、育児支援家庭訪問事業）
  - ・児童虐待の初期介入と調査
  - ・関係機関とのネットワークの強化

### イ 区役所保健福祉センターにおける相談体制

福祉事務所は、区役所保健福祉センター福祉・介護保険課、子育て支援課及び保護課をもって構成し、保健所は、区役所保健福祉センター健康課、地域保健福祉課及び衛生課をもって構成する。こどもと母親、妊産婦等に関する福祉、保健事業は次のとおり。

#### 福祉事務所

- 福祉・介護保険課
    - 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・障害者自立支援法関係事務、援護事務
  - 子育て支援課
    - ・保育所入退所
    - ・各種手当の支給（子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当(障がい児)、災害遺児手当、第三子優遇事業)
    - ・子育て相談（育児、しつけ等）
    - ・児童虐待の防止等に関すること
    - ・母子家庭等自立支援
- 〔子どもの虐待に関する相談、児童相談、区要保護児童支援地域協議会運営、すこやか赤ちゃん訪問事業、子どもプラザの運営管理等〕



[家庭児童相談室（こども相談係）]

専門の相談員が児童の養育など家庭内のさまざまな問題についての相談を受け、支援を行う。

相談内容

- 1 児童の家庭での養育や生活上の問題、虐待などの相談
- 2 児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等）への入所のための相談
- 3 ひとり親家庭、寡婦家庭の生活や自立のための相談

**保 健 所**

○健康課

- ・母性及び乳幼児の保健に関すること。

（母子訪問指導、マタニティスクール、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、離乳食教室、予防接種、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、医療の公費負担制度（養育、育成、小児慢性特定疾患等の医療給付）

- ・精神保健福祉に関すること。

○地域保健福祉課

- ・保健及び福祉に関する相談に関すること（子育て支援課所管を除く。）。
- ・訪問指導に関すること。

（母子訪問指導、母子巡回健康相談、妊産婦・乳幼児の家庭訪問、地域での育児講座、子育てサロン・サークルへの支援等

## ウ 検証体制等

福岡市児童福祉審議会権利擁護等専門部会

### 【所管事項】

- (1) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること  
死亡事例等が発生した場合に検証について市長からの諮問を受け、検証結果について答申を行う。
- (2) 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関すること  
児童養護施設等における入所児童の権利擁護について、入所児童及び保護者等から寄せられた相談、通告に係る報告及び児童養護施設等の第三者評価の報告等を市から受け、必要に応じて専門的な意見を述べ、助言を行う。

### 【委員】

(50音順)

安部 計彦	西南学院大学准教授 (人間科学部社会福祉学科)
田中 里美	福岡県弁護士会代表
○ 針塚 進	九州大学大学院教授 (人間環境学研究院)
平田 伸子	九州大学大学院教授 (医学研究院保健学部門)
山口 昌子	福岡市民生委員児童委員協議会副会長
山下 洋	九州大学病院特任講師 (精神科)

○ 部会長

平成22年4月児童虐待死亡事例等の検証

平成22年度第4回 事実確認及び検証協議 (平成22年9月30日)

- (1) 事例概要及び行政対応等の説明
- (2) 検証協議

平成22年度第5回 検証協議 (平成22年11月2日)

- (1) 事例分析
- (2) 提言協議

平成22年度第6回 検証報告書協議 (平成22年12月7日)

福岡市こども未来局こども部こども家庭課

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

TEL 092-711-4238 (直通)

FAX 092-733-5534

E-mail:k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp